

米国の関税措置に対する対応について

2025年5月22日

中国経済産業局

日本に対する米国の関税措置を踏まえた国内企業向けサポートの概要

1. 特別相談窓口の設置

2025年4月3日から、各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける窓口として、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を開設。

【中国地域の相談窓口 105か所※【参考①】】

中国経済産業局（地域経済課）、中小機構中国本部、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、日本貿易保険

※JETRO（日本貿易振興機構）においても2月2日に「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」をJETROの北米およびメキシコ、中国事務所、本部および国内事務所（中国地域は鳥取・島根・岡山・広島・山口）に設置。

2. 自動車産業「ミカタプロジェクト」

中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト※【参考②】」を強力に実施。全国各地の支援拠点による伴走支援を行う。

【中国地域の支援拠点】

中小企業基盤整備機構中国本部、岡山県産業振興財団、ひろしま産業振興機構

日本に対する米国の関税措置を踏まえた国内企業向けサポートの概要

3. セーフティネット貸付の要件緩和 ※【参考③】

日本政策金融公庫及び商工中金が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和。

支援対象を米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大。

【緩和内容】「売上高前年同期比 5 %以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

【実施時期】2025年4月3日～

※中国 5 県においても、融資制度により支援。

4. 日本貿易保険(NEXI)による貿易保険の対象拡充及び運転資金調達支援 ※【参考④】

①今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする（関税措置決定前に有効な保険契約が対象）。②北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、海外事業資金貸付保険を活用した運転資金の調達を支援する。②は別途詳細が決定次第、発表予定。

5. 補助金の優先的採択

「ものづくり補助金※【参考⑤】」（補助上限額最大 4000 万円、補助率 1/2 又は 2/3）や、「新事業進出補助金※【参考⑥】」（補助上限額最大 9000 万円、補助率 1/2）について、影響を受けた中小企業が出てきた場合には、優先的に採択。

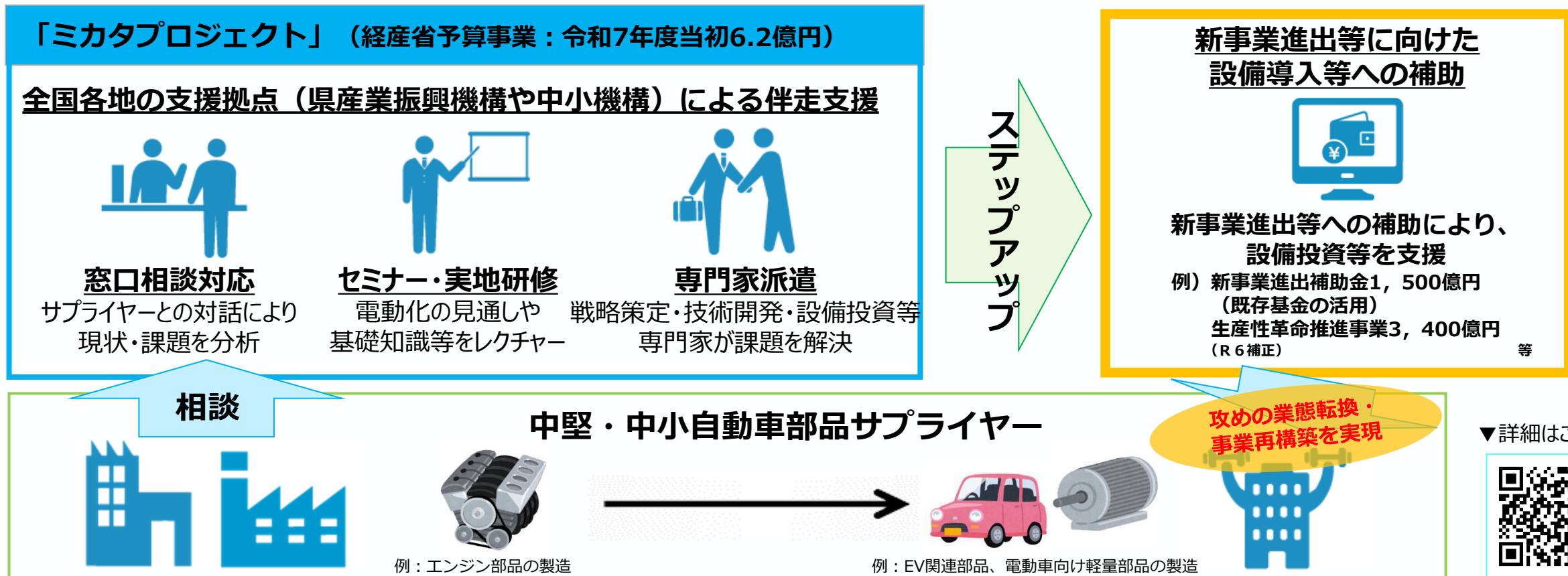
【参考①】特別相談窓口の設置

- 本年4月3日、中国経済産業局に特別相談窓口を設置。また、中国5県の政府系金融機関、商工団体、中小機構中国本部など、中国地域105カ所にも相談窓口を設置。
- 中小・小規模事業者の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。
- なお、JETROや中国5県においても相談窓口を設置しているほか、「ミカタプロジェクト【参考②】」において自動車部品サプライヤーに対して支援を実施。市町村や民間金融機関も隨時相談窓口を開設中。

設置機関	支店・営業所名	設置機関	各県事務所	
中国経済産業局	地域経済部 地域経済課（082-224-5615）	JETRO (日本貿易振興機構)	鳥取（0857-52-4335）島根（0852-27-3121） 岡山（086-224-0853）広島（082-535-2511） 山口（083-231-5022）	
日本政策金融公庫	鳥取、米子、松江、浜田、岡山、津山、倉敷、広島、尾道、福山、 呉、山口、下関、徳山、岩国（計20カ所） ※鳥取、松江、岡山、広島、下関は、中小企業事業と国民生活事業の2事業別に窓口設置	ミカタプロジェクト		
商工中金	鳥取、米子、松江、浜田、岡山、広島、広島西部、福山、下関、徳山（計10カ所）	岡山県		
信用保証協会	各県（計5カ所）	岡山県産業振興財団		
商工会議所	管内の全商工会議所（計51カ所）	広島県		
商工会連合会	各県（計5カ所）	ひろしま産業振興機構		
中小企業団体中央会	各県（計5カ所）	鳥取県、島根県、 山口県		
よろず支援拠点	各県（計5カ所）	中小企業基盤整備機構 中国本部		
中小企業基盤整備機構	中国本部	設置自治体		
全国商店街振興組合連合会	－	鳥取県		
日本貿易保険	大阪支店	経営支援課		
		島根県		
		岡山県		
		広島県		
		山口県		
		経営革新課		
		経営金融課		

【参考②】自動車産業「ミカタプロジェクト」

- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。



【参考③】 資金繰り・資金調達支援 -資金繰り支援

セーフティネット貸し付けの要件緩和

- 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- 「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

[対象者]

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

[対象要件]

- 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→特別相談窓口が設置された事象による影響を受けた場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすそれが対象

[制度内容]

対象資金	設備資金及び運転資金
貸付限度額	中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：4,800万円
貸付期間	設備資金15年以内、運転資金8年以内
据置期間	3年以内
貸付利率	基準利率（中小企業事業：2.05% 国民生活事業：2.70%） <令和7年4月現在>

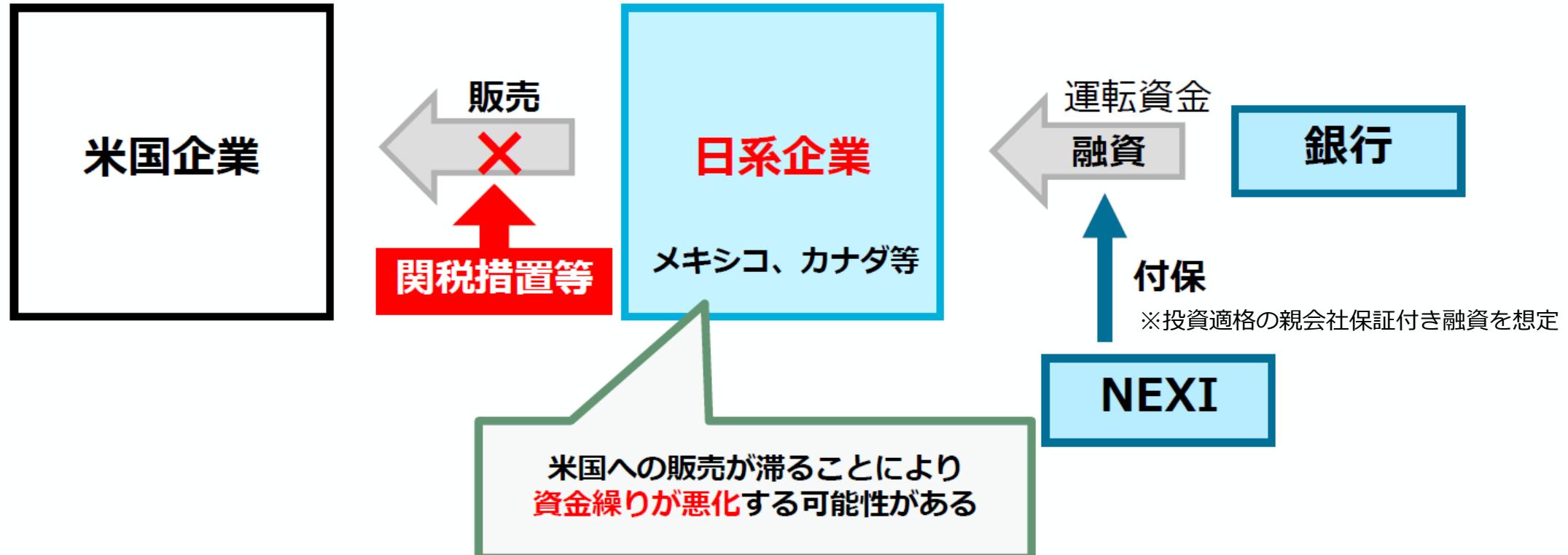
【参考③】 資金繰り・資金調達支援 -資金繰り支援

中国5県の融資制度

県 (担当課)	電話番号	支援策	対象者	限度額	使途 融資期間	貸出利率 ①信用保証付き ②信用保証なし	信用保証利率
鳥取県 (企業支援課)	0857-26-7249	「令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動」にかかる融資	アメリカの関税引き上げによる経済変動により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの ア) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者 イ) 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者 ウ) 最近1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)又は営業利益率(営業利益(損失)÷売上高)が前年同月と比べ減少している者	2億8,000万円	運転・設備 10年以内 (措置3年以内)	年1.50% (変動金利)	年0.23% ～0.68%
島根県 (中小企業課)	0852-22-5883	協調支援型経営課題対応特別資金	次の①または②のいずれかに該当する中小企業者 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億8,000万円	10年以内 (設備資金・運転設備資金は据置期間3年以内。運転資金は据置期間1年以内)	年1.40% (固定金利) ※責任共有利率での利用のみになります。	①年 0.23%～ 0.95% ②年 0.34%～ 1.43%
岡山県 (経営支援課)	086-226-7361	経済変動対策資金	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている中小企業者又は組合 1) 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者 ※不況業種に該当(直近の売上高が減少)し、経営の安定に支障を生じている中小企業者 2) 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3) 最近3か月間の売上高等又は利益率の月平均が、前年同期比で5%以上減少している者 4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原油価格・物価高騰の影響により、最近1か月の売上高等又は利益率が前年同月比5%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の月平均が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者	8,000万円	運転・設備 10年 (措置2年以内)	融資対象者 1～3 : 年1.65% 融資対象者4 : 当初2年間 0.50% : 3年目以降 1.15%	年0.45% ～1.52%
広島県 (経営革新課)	082-513-3321	緊急経営基盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア) 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化をしているが中長期的(概ね3年)には業状が回復する見込みのある者 イ) 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業活性化協議会)の推薦を受けた者 ウ) 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じているもの 【経営安定関連保証5号適用※】※事業者の所在地を管轄する市長の認定が必要	4,000万円	運転 10年 (措置1年以内)	3年以内: 0.9 5年以内: 1.1 10年以内: 1.3 ※対象者アが 信用保証なしの場合 上記に+0.3	年0.40% ～1.23%
山口県 (経営金融課)	083-933-3188	経営安定資金	・中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき市町長の認定を受けている中小企業者等 ・災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等 ・取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっている中小企業者等 ・経営の安定に著しい支障が生じ、倒産の危機に直面している企業で商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等が必要とする資金	8,000万円	10年以内 (据置2年以内)	5年以内: 年1.7% 5年超10年以内: 年1.8%	年0.34% ～1.76%

【参考④】貿易保険

- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の貿易保険を通じて日本企業を支援。

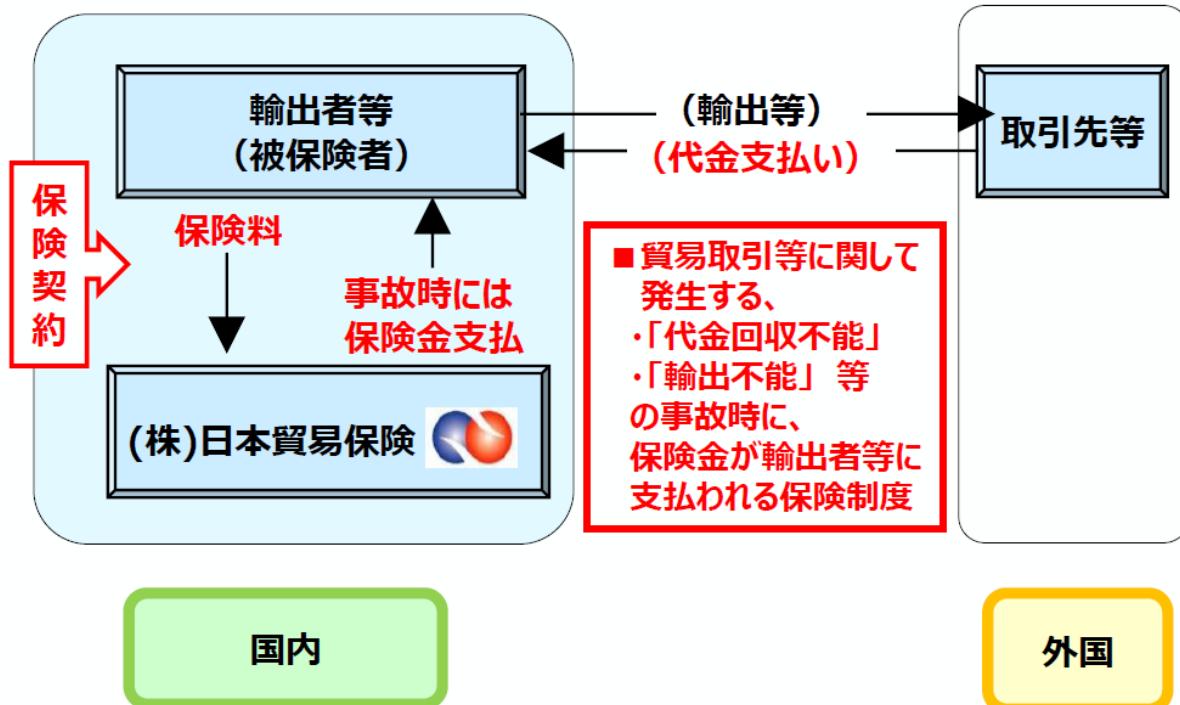


【参考④】貿易保険

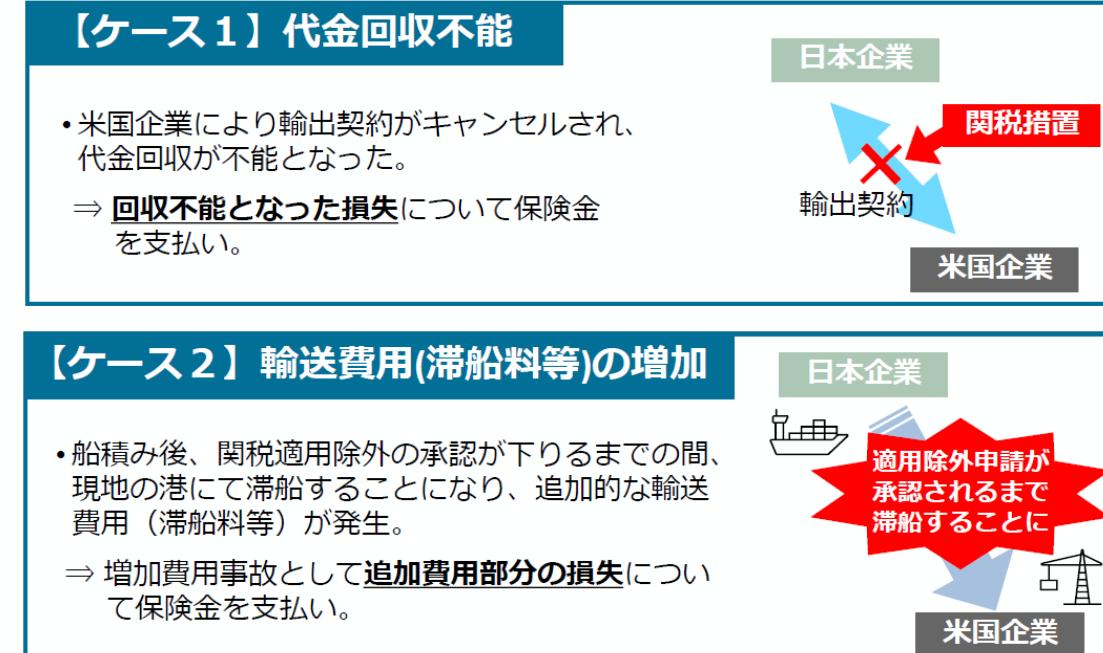
- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーするもの。株式会社日本貿易保険（NEXI）が提供。
- 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

＜貿易保険のスキーム＞



＜米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例＞



【参考⑤】ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば…
最新複合加工機を導入し、これまでできなかつた精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

補助率
1/2～2/3

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば…
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出演

事業概要		
予算額		
令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数		
基本要件		
中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給額の年平均成長率が 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は 給与支給額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合は） の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。		
※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。		
※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。		
製品・サービス高付加価値化枠		
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、**補助上限額を100～1,000万円上乗せ**します。
※大幅な賃上げ：(1)給与支給額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)いずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している
従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ



お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、優先的に採択

<20次公募期間：4/25～7/25>

【参考⑥】中小企業新事業進出補助金

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズID「プライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズID「プライムアカウント」取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



経済産業省



中小企業庁
Be a Great Small
中小機構

【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	<ul style="list-style-type: none">収益納付は求めません。基本条件②、③が未達の場合、未達率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、優先的に採択

<1次公募期間：4/22～7/10>

【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）
<https://shinjigyou.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。

事業名	I 中堅・中小大規模成長投資補助金 ※中堅企業利用可	II 中小企業成長加速化補助金	III 中小企業新事業進出補助金	IV ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	V 中小企業省力化投資補助金（一般型）	V 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）
予算額	総額3,000億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	1,500億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	3,000億円	
目的	生産性向上や事業規模拡大のために行う工場等の新設など大規模な設備投資を支援	売上高100億円を目指す成長指向型の中小企業の大膽な設備投資を支援	新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援	生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援	業務プロセス自動化や生産プロセス改善、DX等の設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進	人手不足解消に効果がある汎用製品をカタログから選択・導入し、簡易で即効性がある省力化投資を促進
補助上限 補助率	・50億円 ・中堅・中小企業1/3	・5億円 ・中小企業1/2	・2,500万円～7,000万円 (3,000万円～9,000万円) ・中小企業等1/2 ■大幅賃上げ特例 (補助上限額を上乗せ) : 500万円～2,000万円	【製品・サービス高付加価値化枠】 ・750万円～2,500万円 (850万円～3,500万円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 【グローバル枠】 ・3,000万円 (3,100～4,000万円) ・中小企業1/2、小規模2/3 ■大幅賃上げ特例（補助上限額を上乗せ） : ものの補助100万円～1,000万円、省力化投資100万円～2,000万円 ■最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引き上げ、小規模・再生事業者は除く） : ものの補助、省力化投資（一般型）	・750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは 1/2もしくは2/3、1,500万円 を超える部分は1/3	・200万円～1,000万円 (300万円～1,500万円) ・中小企業1/2
補助対象 経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費等	【共通】機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費等 【グローバル枠のみ】海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費等	人手不足解消に効果があるロボットやIoT等カタログに登録された省力化製品（自動券売機、無人搬送車等）の導入に要する費用
要件	・従業員数2,000人以下 ・投資額10億円以上 ・賃上げ要件あり	・投資額1億円以上 ・売上高100億円の実現を目指す宣言を行っていること ・賃上要件あり	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦、付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件あり	付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	労働生産性、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	労働生産性向上や賃上げ等の要件を満たす事業計画に基づいて、販売事業者と共同で取り組む事業
公募	3次公募終了	3月 第1次公募要領公開 開始：5月8日（木） 締切：6月9日（月）	4月 第1回公募要領公開 開始：6月中旬（予定） 締切：7月10日（木）	4月 第20次公募要領公開 開始：7月1日（火） 締切：7月25日（金）	4月 第2回公募要領公開 開始：4月25日（金） 締切：5月30日（金） (公募回は年3～4回を予定)	隨時受付中